

**諮詢第180号の答申
社会教育調査の変更について（案）**

本委員会は、諮詢第180号による社会教育調査の変更（令和6年度に実施する調査に係る変更）について審議した結果、下記のとおり結論を得たので、答申する。

記

1 承認の適否

令和5年10月5日付け5文科教第1045号により文部科学大臣から申請された「基幹統計調査の変更について（申請）」（以下「本申請」という。）について審議した結果、以下のとおり、統計法（平成19年法律第53号）第10条各号に掲げる要件のいずれにも適合しているため、「社会教育調査」（基幹統計調査。以下「本調査」という。）の変更を承認して差し支えない。

ただし、以下の「2 理由等」で指摘した事項については、計画の修正等が必要である。

2 理由等

（1）報告を求める事項（調査事項）等の変更

ア 本申請では、表1のとおり、調査事項等^(注1)を変更する計画である。

表1 調査事項等の変更

変更内容	調査票 (注2)	変更理由
1) 公民館の所管を選択する設問を追加（公立の施設のみ）	②	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の改正により、「公民館」の所管を、教育委員会から地方公共団体の長に移管することが可能となったことを受け、所管を選択する設問を追加するもの
2) 市町村が設置する「公民館類似施設」について、従前の市町村教育委員会に加え、市町村長が所管する施設を調査対象に追加	同上	「公民館」及び「公民館類似施設」が公民館調査票の対象になるところ、1)の変更により、市町村長所管の「公民館」が調査対象になることを受け、「公民館類似施設」についても、同様の調査対象範囲とするもの
3) 博物館の「施設の別」の項目中の区分名称を変更（「博物館相当施設」を「指定施設」に変更）	④	博物館法（昭和26年法律第285号）の改正により、博物館に相当する施設について、「指定施設」という用語が設けられたことを受け、区分名称を変更するもの
4) 博物館の「設置者」の項目中の選択肢を詳細化	同上	博物館法の改正により、「博物館」 ^(注) の設置者になり得る者の要件が緩和され、営利法人などの法人も含まれるようになったことを受け、選択肢を詳細化するもの (注) 博物館調査票の対象になるのは「博物館」「指定施設」「博物館類似施設」であるが、博物館法の改正前は、「博物館」の設置者について、地方公共団体や一般社団法人

変更内容	調査票 (注2)	変更理由
		等、特定の区分の法人に限定されていた。
5)「施設・設備の有無」の項目に“利用者が利用できる無線LAN”的設問を追加	②③④⑤ ⑥⑨	「デジタル田園都市国家構想基本方針」(令和4年6月7日閣議決定)等において、社会教育施設におけるICT環境の整備を推進することとされていることを受け、その進捗状況を把握するため、設問を追加するもの
6)「コンピュータの導入状況」の項目で設けていた“コンピュータの設置台数”的設問を削除	同上	従前、「コンピュータの設置台数」として、施設利用者が利用できるコンピュータの台数だけでなく、職員の業務用の台数を含めた総数について回答を求めていたが、施設におけるサービスの提供状況の把握という観点から、必要性が乏しいとして、設問を削除するもの
7)「施設・設備の状況」の項目に、“PF1法 ^(注3) による整備等”的設問を追加(公立の施設のみ)	①以外	「PPP／PF1推進アクションプラン」(令和4年改定版)(令和4年6月3日民間資金等活用事業推進会議決定)において、民間資金の活用による公共施設の整備を推進していくとされたことを受け、その進捗状況を把握するため、設問を追加するもの
8)「学級・講座」の項目中の参加者数について、男女別から総数の把握に変更	①② ⑤⑨	<p>これまで、女性教育に関する施策を検討する際の資料として活用することを念頭に、男女別人数の回答を求めていたが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告者において、男女別の人数を整備又は把握していない場合があり、本調査に回答するために再確認や案分の負担が生じており、統計精度としても懸念があること、 ・実際の利用においても、施設の活動全般を把握する上で、総数が把握できていれば足りており、男女別人数の把握を維持する必要性が乏しいこと <p>から総数の把握に変更するもの</p> <p>(注) 今回の変更後は、女性教育施設調査票においてのみ、参加者数の男女別把握が継続される。</p>
9)公民館が行う事業に関する「情報提供方法」の項目に設けていた選択肢から“学習相談”を削除	②	「学習相談」が公民館の機能の一つとされ、学習相談という手法による情報提供の実態を把握する必要があるとして、平成27年度調査から選択肢に追加されたが、公民館における学習及び講座の積極的実施により、学習相談が、既に日常的な業務の一つとなっており、情報提供方法の選択肢として残しておく必要性が薄れたため、削除するもの

(注1) 上記2)は、調査対象範囲の変更

(注2) 調査票欄の丸数字の内容は、以下のとおり

- ①社会教育行政調査票、②公民館調査票、③図書館調査票、④博物館調査票、
- ⑤青少年教育施設調査票、⑥女性教育施設調査票、⑦体育施設調査票、
- ⑧劇場、音楽堂等調査票、⑨生涯学習センター調査票

(注3) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)

イ これらの変更については、表2のとおり、おおむね適当である。

表2 変更内容に対する判断理由

変更内容	判断理由
1)～4)	法令の改正を契機する変更であるとともに、対象となる施設について、より的確に把握しようとするものであること
5)、7)	表1の変更理由に記載した政府計画に加え、教育振興基本計画（令和5年6月16日閣議決定）においても、社会教育分野のデジタル活用推進がうたわれており、それらの進捗を確認するためのデータとして利活用が想定されるものであること
6)、9)	把握の必要性が乏しくなった調査事項を削除することであること
8)	報告者におけるデータの把握・整備状況、利活用ニーズ等を踏まえた変更であること

ウ ただし、5)及び6)については、別添のとおり修正する必要があることを指摘するとともに、6)について、これまで継続して調査対象になっている報告者が、誤って職員の業務用を含めたコンピュータの総台数について回答することがないよう、調査の手引き等で注意喚起する必要があることを指摘する。

また、9)の変更に関連し、「情報提供方法」の項目に「学習相談」の選択肢を設けてい
る他の調査票（博物館調査票、女性教育施設調査票）についても、調査結果や利活用の状
況を踏まえると、選択肢を残す必要性が乏しく、公民館調査票と同様、削除する必要があ
ることを指摘する。

(2) 調査結果の公表方法の変更

本申請では、調査結果の公表に当たり、印刷物の作成を取りやめる計画である。

これについては、デジタル化やペーパーレス化を背景として、インターネットの情報提供
により、利活用上の大きな支障は生じていないと考えられること、また、印刷物を作成する
ための事務負担を軽減し、限られたリソースの有効活用を図るものであることから、適当で
ある。

別添 文部科学省の申請案に対する統計委員会修正意見

変更内容 の項番	申請案	統計委員会修正意見	修正理由																																																																																																												
5)	<p>(7) 施設・設備の有無</p> <table> <tbody> <tr> <td>① 会議室・講義室</td> <td>1 有</td> <td>2 無</td> <td>① 会議室・講義室</td> <td>1 有</td> <td>2 無</td> </tr> <tr> <td>⋮</td> <td></td> <td></td> <td>⋮</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑯ スロープ</td> <td>1 有</td> <td>2 無</td> <td>⑯ スロープ</td> <td>1 有</td> <td>2 無</td> </tr> <tr> <td>⑰ 障害者用トイレ</td> <td>1 有</td> <td>2 無</td> <td>⑰ 障害者用トイレ</td> <td>1 有</td> <td>2 無</td> </tr> <tr> <td>⑱ エレベーター</td> <td>1 有</td> <td>2 無</td> <td>⑱ エレベーター</td> <td>1 有</td> <td>2 無</td> </tr> <tr> <td>⑲ 簡易昇降機</td> <td>1 有</td> <td>2 無</td> <td>⑲ 簡易昇降機</td> <td>1 有</td> <td>2 無</td> </tr> <tr> <td>⑳ 点字による案内</td> <td>1 有</td> <td>2 無</td> <td>⑳ 点字による案内</td> <td>1 有</td> <td>2 無</td> </tr> <tr> <td>㉑ 障害者用駐車場</td> <td>1 有</td> <td>2 無</td> <td>㉑ 障害者用駐車場</td> <td>1 有</td> <td>2 無</td> </tr> <tr> <td>㉒ 利用者が利用できる無線LAN</td> <td>1 有</td> <td>2 無</td> <td>㉒ <u>無線LAN</u></td> <td>1 有</td> <td>2 無</td> </tr> </tbody> </table>	① 会議室・講義室	1 有	2 無	① 会議室・講義室	1 有	2 無	⋮			⋮			⑯ スロープ	1 有	2 無	⑯ スロープ	1 有	2 無	⑰ 障害者用トイレ	1 有	2 無	⑰ 障害者用トイレ	1 有	2 無	⑱ エレベーター	1 有	2 無	⑱ エレベーター	1 有	2 無	⑲ 簡易昇降機	1 有	2 無	⑲ 簡易昇降機	1 有	2 無	⑳ 点字による案内	1 有	2 無	⑳ 点字による案内	1 有	2 無	㉑ 障害者用駐車場	1 有	2 無	㉑ 障害者用駐車場	1 有	2 無	㉒ 利用者が利用できる無線LAN	1 有	2 無	㉒ <u>無線LAN</u>	1 有	2 無	<p>(7) 施設・設備の有無</p> <table> <tbody> <tr> <td>① 会議室・講義室</td> <td>1 有</td> <td>2 無</td> <td>① 会議室・講義室</td> <td>1 有</td> <td>2 無</td> </tr> <tr> <td>⋮</td> <td></td> <td></td> <td>⋮</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑯ スロープ</td> <td>1 有</td> <td>2 無</td> <td>⑯ スロープ</td> <td>1 有</td> <td>2 無</td> </tr> <tr> <td>⑰ 障害者用トイレ</td> <td>1 有</td> <td>2 無</td> <td>⑰ 障害者用トイレ</td> <td>1 有</td> <td>2 無</td> </tr> <tr> <td>⑱ エレベーター</td> <td>1 有</td> <td>2 無</td> <td>⑱ エレベーター</td> <td>1 有</td> <td>2 無</td> </tr> <tr> <td>⑲ 簡易昇降機</td> <td>1 有</td> <td>2 無</td> <td>⑲ 簡易昇降機</td> <td>1 有</td> <td>2 無</td> </tr> <tr> <td>⑳ 点字による案内</td> <td>1 有</td> <td>2 無</td> <td>⑳ 点字による案内</td> <td>1 有</td> <td>2 無</td> </tr> <tr> <td>㉑ 障害者用駐車場</td> <td>1 有</td> <td>2 無</td> <td>㉑ 障害者用駐車場</td> <td>1 有</td> <td>2 無</td> </tr> <tr> <td>㉒ <u>無線LAN</u></td> <td>1 有</td> <td>2 無</td> <td>㉒ <u>無線LAN</u></td> <td>1 有</td> <td>2 無</td> </tr> </tbody> </table>	① 会議室・講義室	1 有	2 無	① 会議室・講義室	1 有	2 無	⋮			⋮			⑯ スロープ	1 有	2 無	⑯ スロープ	1 有	2 無	⑰ 障害者用トイレ	1 有	2 無	⑰ 障害者用トイレ	1 有	2 無	⑱ エレベーター	1 有	2 無	⑱ エレベーター	1 有	2 無	⑲ 簡易昇降機	1 有	2 無	⑲ 簡易昇降機	1 有	2 無	⑳ 点字による案内	1 有	2 無	⑳ 点字による案内	1 有	2 無	㉑ 障害者用駐車場	1 有	2 無	㉑ 障害者用駐車場	1 有	2 無	㉒ <u>無線LAN</u>	1 有	2 無	㉒ <u>無線LAN</u>	1 有	2 無	<p>項目全体が施設利用者による利用を念頭に置いていることから、「無線LAN」についてのみ、「利用者が利用できる」を付す必要がない。</p> <p>また、丸数字に誤植があるので、修正が必要。</p>
① 会議室・講義室	1 有	2 無	① 会議室・講義室	1 有	2 無																																																																																																										
⋮			⋮																																																																																																												
⑯ スロープ	1 有	2 無	⑯ スロープ	1 有	2 無																																																																																																										
⑰ 障害者用トイレ	1 有	2 無	⑰ 障害者用トイレ	1 有	2 無																																																																																																										
⑱ エレベーター	1 有	2 無	⑱ エレベーター	1 有	2 無																																																																																																										
⑲ 簡易昇降機	1 有	2 無	⑲ 簡易昇降機	1 有	2 無																																																																																																										
⑳ 点字による案内	1 有	2 無	⑳ 点字による案内	1 有	2 無																																																																																																										
㉑ 障害者用駐車場	1 有	2 無	㉑ 障害者用駐車場	1 有	2 無																																																																																																										
㉒ 利用者が利用できる無線LAN	1 有	2 無	㉒ <u>無線LAN</u>	1 有	2 無																																																																																																										
① 会議室・講義室	1 有	2 無	① 会議室・講義室	1 有	2 無																																																																																																										
⋮			⋮																																																																																																												
⑯ スロープ	1 有	2 無	⑯ スロープ	1 有	2 無																																																																																																										
⑰ 障害者用トイレ	1 有	2 無	⑰ 障害者用トイレ	1 有	2 無																																																																																																										
⑱ エレベーター	1 有	2 無	⑱ エレベーター	1 有	2 無																																																																																																										
⑲ 簡易昇降機	1 有	2 無	⑲ 簡易昇降機	1 有	2 無																																																																																																										
⑳ 点字による案内	1 有	2 無	⑳ 点字による案内	1 有	2 無																																																																																																										
㉑ 障害者用駐車場	1 有	2 無	㉑ 障害者用駐車場	1 有	2 無																																																																																																										
㉒ <u>無線LAN</u>	1 有	2 無	㉒ <u>無線LAN</u>	1 有	2 無																																																																																																										
6)	<p>(8) コンピュータの導入状況</p> <table> <tbody> <tr> <td>① 利用者が利用できるコンピュータの設置台数</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td>② ①のうちインターネットに接続されているコンピュータの設置台数</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td>③ ②のうち違法・有害情報を排除するための措置を行っているコンピュータの設置台数</td> <td>台</td> </tr> </tbody> </table>	① 利用者が利用できるコンピュータの設置台数	台	② ①のうちインターネットに接続されているコンピュータの設置台数	台	③ ②のうち違法・有害情報を排除するための措置を行っているコンピュータの設置台数	台	<p>(8) コンピュータの導入状況</p> <table> <tbody> <tr> <td>① コンピュータの設置台数（施設の利用者が利用できるものに限る。）</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td>② ①のうちインターネットに接続されているコンピュータの設置台数</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td>③ ②のうち違法・有害情報を排除するための措置を行っているコンピュータの設置台数</td> <td>台</td> </tr> </tbody> </table>	① コンピュータの設置台数（施設の利用者が利用できるものに限る。）	台	② ①のうちインターネットに接続されているコンピュータの設置台数	台	③ ②のうち違法・有害情報を排除するための措置を行っているコンピュータの設置台数	台	<p>項目の1問目としては、回答内容に関する修飾語が長く、分かりづらいことから、必要な説明は、括弧書きとして付すことが適当。</p>																																																																																																
① 利用者が利用できるコンピュータの設置台数	台																																																																																																														
② ①のうちインターネットに接続されているコンピュータの設置台数	台																																																																																																														
③ ②のうち違法・有害情報を排除するための措置を行っているコンピュータの設置台数	台																																																																																																														
① コンピュータの設置台数（施設の利用者が利用できるものに限る。）	台																																																																																																														
② ①のうちインターネットに接続されているコンピュータの設置台数	台																																																																																																														
③ ②のうち違法・有害情報を排除するための措置を行っているコンピュータの設置台数	台																																																																																																														

(注) 申請案及び統計委員会修正意見の欄は、5) 及び6) のいずれについても、公民館調査票で例示している。